

平成 14 年度植物防疫事業・農薬安全対策事業の 進め方について

農林水産省生産局植物防疫課

生産資材課農薬対策室

BSE の発生や食品の虚偽表示の問題、さらには輸入農畜産物の安全性への懸念などから、消費者・国民の「食」の安全および安心に対する信頼が大きく失われかねない事態が生じている。

一方、国内生産については、急増する輸入農産物に対する競争力を高めるため、一層の生産性の向上、安全性の確保と高品質化の取り組みが求められている。

このため、病虫害の防除対策については、「食料・農業・農村基本法」の理念の一つである、農業の自然循環機能の維持増進についても考慮しつつ、引き続き総合的な病虫害管理を推進し、生産性の向上と環境負荷の低減を図る。

また、水際検疫については、植物の病虫害の侵入を防止することにより我が国の農業の生産の安全を確保する観点から、量・質ともに植物検疫体制の一層の充実を図る。

さらに、農薬の安全対策については、農薬の適正な使用および保管管理の徹底を図り、また農薬の検査登録制度の充実を図る上から農薬内分泌かく乱影響判別技術確立事業を行うこととしている。

I 環境に配慮した病虫害防除の推進

病虫害防除については、新基本法の中で、「農業の自然循環機能の維持増進を図る」ことが一つの大きな理念とされていることを踏まえ、水資源や大気等の生活環境へ一層配慮した、環境への負荷が極力少ない防除を推進することが求められている。このため、発生予察を基本に化学合成農薬に過度に依存しない総合的病虫害管理の一層の推進等必要な取り組みを進めることが重要である。

病虫害防除の本来の目的である、農業生産の安定を図りつつ、このような新たな取り組みを実施して行くためには、技術的な面での改善を着実に行うことはもちろん、国、都道府県、農業者等関係者が一体となって目標に向かって一步一步近づいていくことが肝要である。

したがって、病虫害防除所の活動についても、これまで以上に地域と密着した着実な取り組みを進めていくことが期待されている。

1 総合的病虫害管理の推進

病虫害防除に当たっては、高精度かつ効果的な発生予察、要防除水準の考え方や生物農薬等の導入により効率的で環境に配慮した技術の開発・普及を図ることが必要である。このため、これらの技術を組み合わせつつ、病虫害の発生状況、防除コストと被害の程度を考慮し、病虫害の発生密度を経済的な許容水準以下に管理する総合的な病虫害管理 (IPM) を推進することが重要である。

また、地域での新たな発生や、薬剤抵抗性の獲得等で従来とは異なる発生様を示す特異的な病虫害についても、都道府県の指導のもとに、地域に適応した防除技術への改良のためのモデル地区での実証により、各関係機関 (農協、市町村、都道府県等) の連携による産地等地域レベルでの総合的病虫害管理体系の確立を推進することが急務である。

2 臭化メチル対策

土壌消毒用の臭化メチルの削減については、2005 年に全廃するというモントリオール議定書に基づく削減プログラムに沿って、現在まで積極的に取り組んできたところである。

昨年 (2001 年) は対基準年 (1991 年) 50% レベルまでの削減を達成したところであるが、いよいよ、2003 年には、対基準年の 30% レベルまで削減を行わなくてはならない。このため、これまでの事業の成果等により実用可能となった代替薬剤に加え、太陽熱利用土壌消毒、蒸気消毒等の代替技術を総合的に組み合わせた防除対策を、産地へ速やかに普及させることが重要である。

さらに、2005 年の全廃を目指して、現在臭化メチル以外に農薬登録のないスイカ、キュウリ等の土壌伝染性ウイルス病について、引き続き対策を進めることを急務としている。

また、このような状況に的確に対応するため、2000 年 2 月に設置した「臭化メチル削減対策会議」においては、関係団体、行政、試験研究機関等の関係者による意見交換を行い、臭化メチル削減に対する問題意識の共有

化を図っているところである。2002 年度に関しては、2005 年以降も適用除外となる「不可欠用途」の申請について、必要な用途が確保されるよう、円滑な手続の実施について検討していくこととしている。

II 発生予察事業の推進

病虫害防除を的確に実施するため、国が指定する 85 種類の病虫害に加え、各都道府県で問題となる約 800 種類を超える病虫害について発生状況を調査し、広域的な発生動向に関する情報を作成・提供してきている。

近年は、発生予察事業に要求される事項も、消費者側からは、環境に対する社会的関心の高まりを背景に、防除に係る農業による環境負荷の低減、生産者側からは、国際競争力の向上のため、防除コストの低減に資する発生予察の高度化が求められている。このような状況に対応するため、病虫害防除所が実施する発生予察の内容も各地域ごとに見直していく必要がある。

1 予察対象病虫害の重点化と発生予察の高精度化、効率化

近年の発生状況の変化に伴い、対象とする病虫害を重点化し、発生予察をより効果的に実施することに加え、地域の病虫害発生状況の把握が進むよう、病虫害防除所がモニタリング技術の確立、その技術を活用した調査結果の迅速な収集を行い、より効率的かつ高精度な発生予察を実施することが重要である。

また、気象要因のほか、ダイズ、飼料作物等の生産が本格化するなど農作物栽培体系の変化により、カメムシ類が多発化していることを踏まえ、農耕地周辺の発生源に対しても的確に防除を実施する必要があり、より環境と調和した形でまん延防止が期待できるフェロモン剤等を導入した機動的な防除技術の確立等を一体的に実施することが必要である。

フェロモン剤の導入については、引き続き、フェロモン様物質の探索、物質構造の解明等を推進していくこととしている。

2 施設野菜に係る発生予察の確立

輸入野菜の急増等に対応し、国内野菜農業の構造改革が急務となっているところであり、生産コストの低減、消費者の安全・安心へのニーズの高まりに対応した野菜の供給が喫緊の課題となっている。

このため、新たに発生予察事業の一環として、施設野菜における効率的な発生予察技術の確立を行うこととしている。

この技術の確立により、露地栽培と同様に、広範な施設団地においても、一体的に防除適期が判断できること

となり、施設野菜の生産コストの低減等に資することが期待される。

III 鳥獣害対策の推進

近年、鳥獣害はイノシシやニホンザル等が生息している中山間地域を中心に、被害地域の拡大や人馴れの進行に伴う被害内容の悪質化等により深刻な問題となっている。

1999 年の鳥獣保護法の改正では、鳥獣の個体数管理、生息環境管理、被害防止対策を総合的に行う特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という）制度が盛り込まれた。現在、21 道府県（2001 年 11 月現在）において、シカを中心とした特定計画が策定されており、今後、サルやイノシシについても策定数が増える見込みである。

このため、引き続き、被害状況の正確な把握と的確な対策に、国、地方公共団体、農業者等の関係者が力を合わせて取り組んで行くことが肝要である。

国としては、被害防止に必要な知識の普及、科学的な被害測定法の確立、被害防止技術の実証による先進的被害防止システムの確立等を引き続き推進することとしている。さらに、被害防止対策の効果を一層高め、早急に被害防止の成果を上げるためには、都道府県全域における野生鳥獣の生息状況（種類、行動域、群数、群の大きさ）、群の移動に伴う影響（被害時期、被害の程度・質）等に関する広域的な動向調査に必要な先進的技術を導入し、被害程度別の被害発生地図を作成する等により、被害状況を的確に把握した上で、広域的な被害防止対策を計画的に推進することが重要である。

また、被害が著しく、早急に被害防止対策の推進が必要な地域において、専門的知識を有する者を活用した、被害防止対策に関する技術指導者の育成および技術指導を行い、適切で計画的な被害防止対策の総合的な推進を図ることも重要である。

IV 植物検疫の円滑な実施

植物検疫の分野においては、輸入野菜等の増加に伴い、病虫害侵入の危険性の高まりが指摘されていることから、適正かつ円滑な植物検疫を実施するため、検疫体制の充実を図ることが重要である。このため、病虫害同定診断の高度化等植物防疫官の能力向上に努めるとともに、輸入関係者への周知徹底、IT を活用した検疫実績等の情報分析・提供体制の整備等を実施することにより、輸入関係者等の検疫に対する理解と円滑な輸入への協力を求めていくこととしている。

また、WTO/SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に

関する協定) および国際植物防疫条約の枠組みの下で、植物検疫措置に関する国際基準の策定が急ピッチに進められている。それらの中には、病虫害危険度解析や検疫有害動植物に関するガイドラインが含まれ、かつ、「科学的根拠に基づく検疫措置の策定と実行」が求められており、我が国としても国際ルールを尊重しつつ、国際的協議の場で我が国の考え方を主張していくこととしているところである。同時に、今後はこれらの国際基準への整合を考慮しながら、我が国の植物検疫体制の整備を図る必要がある。

一方、二国間協議の場においては、引き続き輸入解禁の要請が数多く行われている。このような中で、2002年3月1日に、米国よりリンゴ生果実の火傷病に係る我が国の検疫措置について、SPS協定に整合的でないとして、GATT 23条に基づく協議が要請された。我が国としては、リンゴおよびナシの重要病菌である火傷病菌の侵入を防ぐため、現行の検疫措置の必要性について、引き続き主張していくこととしている。

このように、植物検疫の実施に当たっては、今後とも、透明性を確保しつつ、科学的根拠のある技術的な措置をもって、病虫害の海外からの侵入の脅威から我が国の農業を守るとの基本原則の下で全力を尽くしていくことが重要であると考えている。

V 農薬の安全対策の一層の推進

1 農薬安全使用対策

近年、農産物の安全性や生活環境の保全等に対する国民の関心がより一層高まってきていることもあり、従来から進めている農薬使用の安全確保に加え、より環境に配慮した防除を推進する観点から、農薬の適正使用の一層の徹底に努めるとともに、使い残しの農薬や空容器に起因する環境負荷の低減を図るため、①再生利用が容易な農薬容器の開発、②農家等で保管されている使用残農薬の適正処理技術、③水稲共同育苗施設等から生じる種子消毒時の農薬廃液処理技術の開発等を推進する必要がある。

また、適正使用の推進に当たっては、農薬製造メーカー、流通・販売業者、関係団体等が一体となって、各段階で着実に取り組むことが重要である。

2 内分泌かく乱物質対策

化学物質の中には内分泌かく乱物質、いわゆる環境ホ

ルモンと呼ばれ、動物の生殖機能等に悪影響を与えると疑われているものがある。このような物質は、非常に低濃度で野生動物の形態異常等を引き起こすとの報告がなされているが、その作用メカニズム等についてはまだ未解明な部分が多い。

農薬については、従来より、登録に当たって、繁殖毒性試験、催奇形性試験等生殖能力や次世代への影響に関する試験成績の提出を義務付け、それらを基に厳正な検査を行いその安全性を確認しているところである。しかしながら、化学物質の内分泌かく乱作用は新しい知見であり、農薬と内分泌かく乱作用の因果関係についても、現在のところ明確になっていないことから、農薬のより一層の安全性を確保するため、農薬の内分泌かく乱作用を引き起こす可能性の迅速かつ効率的に判別する技術を確立するとともに、水系環境中での内分泌かく乱物質の挙動を把握解析することとしている。

VI 関係者との連携による事業の推進

植物防疫事業において、発生予察事業等の実効をあげるためには、関係者が連携して推進していくことが重要である。

近年は急速な勢いで情報化が進展しており、様々な情報を低コストで入手することが可能となっており、これらの情報を関係者が共有し、意見・情報の交換およびその分析を行うことにより、円滑に事業の実施を図ることが重要である。植物検疫を担当している植物防疫所と国内関係都道府県の病虫害防除関係者においては、引き続き密な連携を図り、情報・知見の交換を行いながら業務を推進することが必要である。

現在、日本植物防疫協会において運用を行っているJPP-NETについても、単なる連絡の場ではなく、その中でどのような情報を流通させ、それを関係者がどのように使いこなすかが今後の運用の成否の鍵となる。

農業者、都道府県、国および民間の枠、あるいは行政、研究および普及の枠を越え、植物防疫に関するすべての関係者が一体となった取り組みが今ほど求められている状況はない。植物防疫課等国の関係機関もその先頭に立って努力していく決意であるが、本誌の読者の方々をはじめ、関係者におかれては、我が国の植物防疫の発展とそれによってもたらされる我が国農業の発展に、一層のご支援とご理解をお願いしたい。